

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月15日

【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】 MAXIS トピックス・コア30 上場投信

【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】 継続募集額 上限10兆円

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で半期報告書を提出致しましたので、平成24年10月15日に届出済みの有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、提出するものです。

## 【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後> の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。また、<追加> の記載事項は原届出書に追加されます。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

(略)

商品分類の定義

(略)

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	<u>社団法人</u> 投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	<u>社団法人</u> 投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	(略)

(略)

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

(略)

投資形態	ファミリーファンド	(略)
	ファンド・オブ・ファンズ	<u>社団法人</u> 投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(略)

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

<訂正後>

(略)

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

(略)

商品分類の定義

(略)

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	<u>一般社団法人</u> 投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	<u>一般社団法人</u> 投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	(略)

(略)

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

(略)

投資形態	ファミリーファンド	(略)
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(略)

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 委託会社の概況

&lt;訂正前&gt;

- ・資本金  
2,000百万円（平成24年7月末現在）  
（略）
- ・大株主の状況（平成24年7月末現在）  
（略）

&lt;訂正後&gt;

- ・資本金  
2,000百万円（平成25年1月末現在）  
（略）
- ・大株主の状況（平成25年1月末現在）  
（略）

## 2 【投資方針】

## (3) 【運用体制】

&lt;訂正前&gt;

(略)

ファンドの運用体制等は平成24年10月16日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

&lt;訂正後&gt;

(略)

ファンドの運用体制等は平成25年4月16日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

## 4 【手数料等及び税金】

## (3) 【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される と の合計額とします。

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1995% 以内（税抜 年0.19%以内）の率（平成24年10月16日現在：年0.1995% （税抜 年0.19%））を乗じて得た額

(略)

&lt;訂正後&gt;

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される と の合計額とします。

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1995% 以内（税抜 年0.19%以内）の率（平成25年4月16日現在：年0.1995% （税抜 年0.19%））を乗じて得た額

(略)

## (4) 【その他の手数料等】

&lt;訂正前&gt;

(略)

受益権の上場に係る費用（平成24年10月16日現在：（略））は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

対象指数についての商標（略）の使用料（平成24年10月16日現在：（略））は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（略）

<訂正後>

（略）

受益権の上場に係る費用（平成25年4月16日現在：（略））は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

対象指数についての商標（略）の使用料（平成25年4月16日現在：（略））は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（略）

#### （5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

個人の受益者に対する課税

##### 1．受益権の売却時

（略）

10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

##### 2．収益分配金の受取り時

（略）

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 一となります。

（略）

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

（略）

##### 2．収益分配金の受取り時

7%（所得税7%）の税率 で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

（略）

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

上記は平成24年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（略）

<訂正後>

（略）

個人の受益者に対する課税

##### 1．受益権の売却時

（略）

10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率 で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

##### 2．収益分配金の受取り時

（略）

原則として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率 で源泉徴

収(申告不要)されます。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用があります。)・申告分離課税を選択することもできます。

(略)

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)となる予定です。

法人の受益者に対する課税

(略)

2. 収益分配金の受取り時

7.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

(略)

平成26年1月1日以降の税率は、15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)となる予定です。

上記は平成25年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(略)

## 5【運用状況】

&lt;更新後&gt;

## (1)【投資状況】

平成25年1月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	6,477,097,400	99.65
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		22,829,018	0.35
純資産総額		6,499,926,418	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成25年1月31日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段:帳簿価額 下段:評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	173,000	3,018.50 4,365.00	522,202,000 755,145,000		11.62
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1,006,300	375.67 521.00	378,046,500 524,282,300		8.07
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	113,600	2,493.47 3,505.00	283,258,800 398,168,000		6.13
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	100,500	2,531.95 3,670.00	254,461,200 368,835,000		5.67
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	1,712,800	128.28 183.00	219,733,600 313,442,400		4.82
日本	キヤノン	株式	電気機器	83,600	2,973.85 3,365.00	248,613,860 281,314,000		4.33
日本	武田薬品工業	株式	医薬品	52,800	3,602.46 4,700.00	190,210,000 248,160,000		3.82
日本	日本電信電話	株式	情報・通信業	55,900	3,674.35 3,830.00	205,396,165 214,097,000		3.29
日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	63,500	3,056.33 3,260.00	194,077,500 207,010,000		3.18
日本	三菱地所	株式	不動産業	93,000	1,377.17 2,214.00	128,077,000 205,902,000		3.17
日本	三菱商事	株式	卸売業	103,700	1,587.62 1,928.00	164,636,701 199,933,600		3.08
日本	ファナック	株式	電気機器	14,000	12,433.71 14,250.00	174,072,000 199,500,000		3.07
日本	日本たばこ産業	株式	食料品	66,900	2,365.45 2,847.00	158,249,100 190,464,300		2.93
日本	日立製作所	株式	電気機器	317,000	412.66 542.00	130,815,860 171,814,000		2.64
日本	小松製作所	株式	機械	65,800	1,754.53 2,435.00	115,448,600 160,223,000		2.46
日本	日産自動車	株式	輸送用機器	170,100	711.76 936.00	121,071,600 159,213,600		2.45
日本	三井物産	株式	卸売業	114,700	1,171.74 1,381.00	134,398,700 158,400,700		2.44
日本	セブン&アイ・ホールディングス	株式	小売業	55,600	2,492.30 2,782.00	138,572,300 154,679,200		2.38
日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	24,800	5,030.22 6,180.00	124,749,456 153,264,000		2.36
日本	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	情報・通信業	1,095	132,320.54 138,900.00	144,891,000 152,095,500		2.34
日本	新日鐵住金	株式	鉄鋼	596,000	162.96 253.00	97,126,972 150,788,000		2.32
日本	アステラス製薬	株式	医薬品	31,300	3,588.01 4,655.00	112,305,000 145,701,500		2.24
日本	野村ホールディングス	株式	証券、商品 先物取引業	271,600	267.98 526.00	72,785,600 142,861,600		2.20
日本	信越化学工業	株式	化学	25,300	4,257.03 5,590.00	107,703,000 141,427,000		2.18
日本	東京海上ホールディングス	株式	保険業	51,500	1,852.74 2,703.00	95,416,160 139,204,500		2.14
日本	KDDI	株式	情報・通信業	18,800	5,239.57 6,800.00	98,504,000 127,840,000		1.97
日本	ソニー	株式	電気機器	84,600	997.13 1,362.00	84,358,000 115,225,200		1.77

日本	東芝	株式	電気機器	266,000	281.45 406.00	74,866,000 107,996,000		1.66
日本	花王	株式	化学	37,400	2,225.00 2,624.00	83,215,307 98,137,600		1.51
日本	パナソニック	株式	電気機器	153,800	559.63 598.00	86,072,100 91,972,400		1.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年1月31日現在

種類 / 業種別		投資比率 (%)
株式	食料品	2.93
	化学	3.69
	医薬品	6.06
	鉄鋼	2.32
	機械	2.46
	電気機器	14.89
	輸送用機器	20.19
	陸運業	2.36
	情報・通信業	10.79
	卸売業	5.51
	小売業	2.38
	銀行業	18.56
	証券、商品先物取引業	2.20
	保険業	2.14
不動産業	3.17	
合計	99.65	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年1月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1口当たりの純資産価額)	東京証券取引所 取引価格
第1計算期間末日 (平成21年 7月16日)	19,608,430,098 (分配付) 19,120,770,098 (分配落)	502.62 (分配付) 490.12 (分配落)	490
第2計算期間末日 (平成22年 7月16日)	15,910,293,161 (分配付) 15,481,502,939 (分配落)	467.52 (分配付) 454.92 (分配落)	452
第3計算期間末日 (平成23年 7月16日)	14,697,975,533 (分配付) 14,348,717,265 (分配落)	458.71 (分配付) 447.81 (分配落)	447
第4計算期間末日 (平成24年 7月16日)	5,096,846,235 (分配付) 4,906,212,179 (分配落)	398.37 (分配付) 383.47 (分配落)	383
平成24年 1月末日	9,257,051,903	389.32	386
2月末日	10,564,630,689	444.32	441
3月末日	5,823,477,097	455.16	456
4月末日	5,445,468,121	425.62	425
5月末日	4,907,160,823	383.54	382
6月末日	5,274,002,506	412.22	413
7月末日	4,868,520,709	380.52	380
8月末日	4,799,546,910	375.13	375
9月末日	4,880,205,541	381.44	378
10月末日	4,903,029,301	383.22	380
11月末日	5,235,175,672	409.18	409
12月末日	5,838,615,676	456.35	453
平成25年 1月末日	6,499,926,418	508.04	505

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	12円50銭
第2計算期間	12円60銭
第3計算期間	10円90銭
第4計算期間	14円90銭

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	25.86
第2計算期間	4.61
第3計算期間	0.83
第4計算期間	11.04
第4計算期間末日から 平成25年1月末日までの期間	32.48

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。ただし、第4計算期間末日から平成25年1月末日までの期間については平成25年1月末日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	39,012,800		39,012,800
第2計算期間	20,351,300	25,333,130	34,030,970
第3計算期間		1,988,927	32,042,043
第4計算期間		19,247,811	12,794,232
第5計算期期首から 平成25年1月31日までの期間			12,794,232

（注）解約口数は、交換口数を表示しております。



## [ 参考情報 ]

## 運用実績

## 1 基準価額・純資産の推移(設定日～2013年1月31日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は67,800(当初元本100口当たり)を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

## 2 分配の推移

2012年 7月	1,490円
2011年 7月	1,090円
2010年 7月	1,260円
2009年 7月	1,250円
設定来累計	5,090円

・分配金は100口当たり、税引前

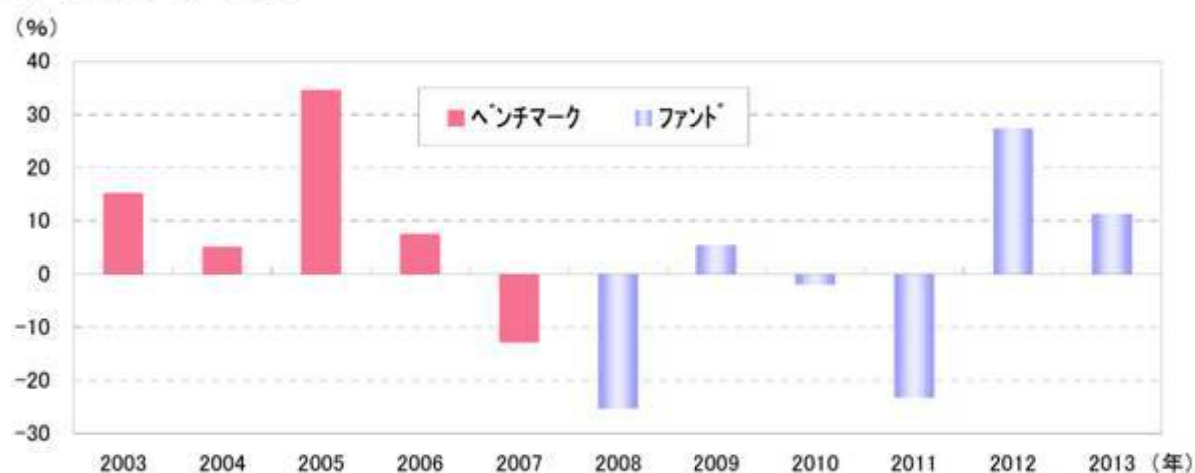
## 3 主要な資産の状況(2013年1月31日現在)

	組入上位業種	比率
1	輸送用機器	20.2%
2	銀行業	18.6%
3	電気機器	14.9%
4	情報・通信業	10.8%
5	医薬品	6.1%
6	卸売業	5.5%
7	化学	3.7%
8	不動産業	3.2%
9	食料品	2.9%
10	機械	2.5%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	11.6%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	8.1%
3	本田技研工業	輸送用機器	6.1%
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.7%
5	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.8%
6	キヤノン	電気機器	4.3%
7	武田薬品工業	医薬品	3.8%
8	日本電信電話	情報・通信業	3.3%
9	ソフトバンク	情報・通信業	3.2%
10	三菱地所	不動産業	3.2%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## 4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2008年は設定日から年末までの、2013年は1月31日までの収益率を表示
- ・2007年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

&lt;訂正前&gt;

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>(略)</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<b>社団法人</b>投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(略)</p>
-----------	--

(略)

&lt;訂正後&gt;

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>(略)</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<b>一般社団法人</b>投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(略)</p>
-----------	--

(略)

### 第3【ファンドの経理状況】

<追加>

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成24年7月17日から平成25年1月16日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

[次へ](#)

MAXIS トピックス・コア30上場投信  
 (1) 中間貸借対照表

(単位：円)

第5期中間計算期間末  
 [平成25年1月16日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20,155,420
株式	5,998,729,200
未収配当金	9,092,500
未収利息	45
流動資産合計	6,027,977,165
資産合計	6,027,977,165
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,352,346
未払委託者報酬	3,786,517
その他未払費用	824,087
流動負債合計	5,962,950
負債合計	5,962,950
純資産の部	
元本等	
元本	<sup>1</sup> 8,674,489,296
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	<sup>2</sup> 2,652,475,081
(分配準備積立金)	290,790
元本等合計	6,022,014,215
純資産合計	6,022,014,215
負債純資産合計	6,027,977,165

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第5期中間計算期間 自平成24年7月17日 至平成25年1月16日
営業収益	
受取配当金	72,321,224
受取利息	24,502
有価証券売買等損益	1,049,494,267
その他収益	1,457
営業収益合計	1,121,841,450
営業費用	
受託者報酬	1,352,346
委託者報酬	3,786,517
その他費用	<sup>1</sup> 900,551
営業費用合計	6,039,414
営業利益	1,115,802,036
経常利益	1,115,802,036
中間純利益	1,115,802,036
一部交換に伴う中間純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,768,277,117
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	2,652,475,081

[次へ](#)

## (3) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-------------------	---

## (中間貸借対照表に関する注記)

	第 5 期中間計算期間末 [ 平成25年1月16日現在 ]
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額	8,674,489,296円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,652,475,081円
3 受益権の総数	12,794,232口
4 1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	470.68円 (47,068円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 期中間計算期間（自 平成24年7月17日 至 平成25年1月16日）

- 1 その他費用  
上場費用および商標使用料等を含んでおります。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 5 期中間計算期間末 [ 平成25年1月16日現在 ]
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券関係に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

[前へ](#)

## 2【ファンドの現況】

## &lt;更新後&gt;

## 【純資産額計算書】

平成25年1月31日現在

(単位:円)

資産総額	6,502,124,063
負債総額	2,197,645
純資産総額( - )	6,499,926,418
発行済口数	12,794,232 口
1口当たり純資産価額( / )	508.04 ( 100口当たり 50,804 )

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等

###### <訂正前>

平成24年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### <訂正後>

平成25年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### <訂正前>

(略)

ファンドの運用体制等は平成24年7月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

###### <訂正後>

(略)

ファンドの運用体制等は平成25年1月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

##### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年1月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	400	6,536,708
追加型公社債投資信託	18	570,784
単位型株式投資信託	7	19,628
単位型公社債投資信託	3	83,212
合計	428	7,210,332

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。



### 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

#### (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（第27期事業年度の財務諸表は省略）

<追加>  
 中間財務諸表  
 (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第28期中間会計期間  
 (平成24年9月30日現在)

(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		16,996,643
有価証券		8,000,000
前払費用		336,791
未収入金		221,616
未収委託者報酬		3,698,009
未収収益		39,360
繰延税金資産		374,925
金銭の信託		30,000
その他		27,966
流動資産合計		29,725,313
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	269,044
器具備品	1	174,256
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,648,332
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		874,592
ソフトウェア仮勘定		414,462
その他		9
無形固定資産合計		1,304,887
投資その他の資産		
投資有価証券		13,875,312
関係会社株式		320,136
長期性預金		5,500,000
長期差入保証金		831,857
繰延税金資産		297,670
その他		15,035
投資その他の資産合計		20,840,011
固定資産合計		23,793,231
資産合計		53,518,545

(単位：千円)

第28期中間会計期間  
(平成24年9月30日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	66,078
未払金	
未払収益分配金	33,785
未払償還金	1,070,895
未払手数料	1,435,205
その他未払金	72,465
未払費用	1,101,885
未払消費税等	104,706
未払法人税等	1,639,933
賞与引当金	561,000
その他	314,314
流動負債合計	6,400,270
固定負債	
退職給付引当金	120,928
役員退職慰労引当金	53,934
時効後支払損引当金	197,702
固定負債合計	372,564
負債合計	6,772,834
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	36,823,991
利益剰余金合計	44,164,581
株主資本合計	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券	358,901
評価差額金	
評価・換算差額等合計	358,901
純資産合計	46,745,710
負債純資産合計	53,518,545

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	22,860,446
投資顧問料	5,548
その他営業収益	64,404
営業収益合計	22,930,399
営業費用	
支払手数料	9,329,547
広告宣伝費	253,610
公告費	1,748
調査費	
調査費	465,037
委託調査費	4,927,785
事務委託費	118,017
営業雑経費	
通信費	44,970
印刷費	216,082
協会費	19,981
諸会費	3,788
事務機器関連費	479,500
その他営業雑経費	8,157
営業費用合計	15,868,227
一般管理費	
給料	
役員報酬	97,198
給料・手当	1,581,710
賞与引当金繰入	561,000
福利厚生費	296,584
交際費	11,132
旅費交通費	66,127
租税公課	57,963
不動産賃借料	349,740
退職給付費用	80,723
役員退職慰労引当金繰入	7,838
固定資産減価償却費	1 223,128
諸経費	135,324
一般管理費合計	3,468,471
営業利益	3,593,700

(単位：千円)

第28期中間会計期間  
(自平成24年4月1日  
至平成24年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	104,164
有価証券利息	3,543
受取利息	12,662
収益分配金等時効完成分	328,544
その他	1,102
営業外収益合計	450,017
営業外費用	
投資有価証券償還損	8,428
時効後支払損引当金繰入	6,591
その他	46
営業外費用合計	15,067
経常利益	4,028,650
特別利益	
投資有価証券売却益	141,172
特別利益合計	141,172
特別損失	
投資有価証券売却損	32,155
特別損失合計	32,155
税引前中間純利益	4,137,667
法人税、住民税及び事業税	1,626,136
法人税等調整額	30,367
法人税等合計	1,595,768
中間純利益	2,541,898

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	36,863,331
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	39,339
当中間期末残高	36,823,991
利益剰余金合計	
当期首残高	44,203,921
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	39,339
当中間期末残高	44,164,581
株主資本合計	
当期首残高	46,426,148
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	39,339
当中間期末残高	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	723,054
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	364,152
当中間期変動額合計	364,152
当中間期末残高	358,901
評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	364,152
当中間期変動額合計	364,152
当中間期末残高	358,901
純資産合計	
当期首残高	47,149,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,581,238
中間純利益	2,541,898
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	364,152
当中間期変動額合計	403,492
当中間期末残高	46,745,710

## [重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## [会計方針の変更]

第28期中間会計期間

(自 平成24年4月1日

至 平成24年9月30日)

## (減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。



## [注記事項]

## (中間貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)
建物	221,331千円
器具備品	322,980千円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
有形固定資産	41,040千円
無形固定資産	182,088千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第28期中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

## (金融商品関係)

第28期中間会計期間(平成24年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

	中間貸借対照表計 上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	16,996,643	16,996,643	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,698,009	3,698,009	-
(4) 長期性預金	5,500,000	5,506,492	6,492
(5) 投資有価証券	13,875,312	13,875,312	-
資産計	48,069,965	48,076,457	6,492
(1) 未払手数料	1,435,205	1,435,205	-
(2) 未払法人税等	1,639,933	1,639,933	-
負債計	3,075,139	3,075,139	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

## (4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## （注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## （有価証券関係）

第28期中間会計期間（平成24年9月30日現在）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,899,973	6,184,088	715,884
	小計	6,899,973	6,184,088	715,884
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,936,438	7,202,827	266,389
	小計	6,936,438	7,202,827	266,389
合計		13,836,412	13,386,916	449,495

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1)営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	376,683.83円
純資産の部の合計額(千円)	46,745,710
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	46,745,710
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	20,482.99円
中間純利益金額(千円)	2,541,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,541,898
普通株式の期中平均株式数(株)	124,098

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

< 訂正前 >

(略)

資本金の額：324,279百万円（平成24年3月末現在）

(略)

< 訂正後 >

(略)

資本金の額：324,279百万円（平成24年9月末現在）

(略)

#### (2) 販売会社

< 更新後 >

名称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
クレディ・スイス証券株式会社	78,100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
J P モルガン証券株式会社	50,275 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
U B S 証券株式会社	66,850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ドイツ証券株式会社	72,728 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
B N P パリバ証券株式会社	102,025 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,000 百万円 (平成25年3月11日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	62,100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 3【資本関係】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成24年7月末現在）

(略)

< 訂正後 >

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年1月末現在）

(略)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年2月13日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS トピックス・コア30上場投信の平成24年7月17日から平成25年1月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MAXIS トピックス・コア30上場投信の平成25年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月17日から平成25年1月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月6日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。